

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて（基山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和2年6月5日提出

基山町長 松田 一也

令和2年6月12日原案承認

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないので、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月14日

基山町長 松 田 一 也

（専決理由）

佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年佐賀県後期高齢者医療広域連合条例第7号）により新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に係る改正が行われ、令和2年5月14日公布、同日施行された。

このため、広域連合条例の施行に併せて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務を行うために、基山町後期高齢者医療に関する条例を改正することが急務であるため。

基山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月14日

基山町長 松田 一也

基山町条例第11号

基山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

基山町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。